

644

81



\* 0057739000 \*

0057739-000

644-81

〔最近列国海軍軍備狀況〕

海軍省海軍軍事普及部・編

海軍省

昭和7-8

AJG

9.7.14

昭和八年五月

(以印刷代謄寫)

# 最近列國海軍軍備狀況

海軍省海軍軍事普及部

644-8/

# 最近列國海軍軍備狀況

## 米國海軍

米國海軍の過去一個年に於ける軍備の狀況を検討するには、一言其の海軍政策に言及する必要があると思ふ。

### 一、米國海軍政策

米國の海軍政策は、華府軍縮會議後に成文として發表され、倫敦條約の結果に鑑み、千九三十年六月十日改訂發布されたものであるが、其の根本を爲すものは何である乎といふに、それは「米國海軍は國家政策と通商を維持し、本國並に海外領土の防禦に充分なる勢力を保持せざるべからず」といふのである。

米國の國家政策といふのは、言ふ迄もなく米大陸に於けるモンロー主義と、支那に



對する門戶開放主義であるが、之に關して當時の米國海軍作戰部長エベリー提督は「モンロー主義には防禦的の海軍で足りるが、門戶開放主義の遂行には攻勢的の海軍を必要とする」と公言したのである。さてこの根本政策に基いて、諸他の海軍政策即ち世界第一の海軍を創造し、之を維持し運用することや、海軍諸勢力の決定は第一に必要とする戦闘を目標とすることなど制定されて居るが、特に目立つて我等の眼に映ずるものは、平時より明日の戦闘に即應する施設を強調してゐること、各種艦船の總てに互つて行動半徑を大ならしめること、通信及び諜報機關に萬全の機能を要求してゐること等であつて、孰れも皆遠洋作戰の準備たらざるはない。要するに米海軍は、倫敦條約に依つて多年の宿望を机上に遂げた。即ち一方には他國の自主的建艦を制限し、他方には自國海軍力充實の前途に横はる障礙を一掃したのである。斯くて米國は今や一意條約限度の造艦を目標として、堂々其の歩武を進めつゝあるのである。

## 二、造艦政策と造艦狀況

米國海軍の造艦政策は「世界第一位の而も均衡を保てる艦隊の建設維持を目的とし、各艦種を通じて武裝の優越と航續力の大を期す」といふのである。

茲に均衡を保てる艦隊とは、各艦種の釣合が最も戦闘に適する様にと言ふのであるが、特に航續力の大即ち遠距離作戰を期して居る目的が那邊にあるかは、讀者の想像に難からざる所と思ふ。

さて米海軍が此の造艦政策に基き、之が實現に腐心した歴史を辿れば興味誠に津々たるものがあるが、茲には壽府軍縮會議以後の狀況に就いて簡単に述べることとする。

### (イ) 壽府會議後に於ける造艦狀況

一九二七年壽府に於ける第二回軍縮會議が、英米の主張不一致の爲遂に決裂したので、米國政府は補助艦建造計畫を確立して置かなければ、所期の軍縮協定を締結することが出来ないと感じたものと見え、同年十二月の議會に次の様な尨大なる造艦計畫を提案したのである。

嚮導(大型)驅逐艦

九隻

潜水艦

三十二隻

航空母艦

五隻

計

七十一隻 三十九萬一千四百噸

建造費

七億二千五百萬弗

此の案は審議の結果大斧鉞を加へられたけれども、結局二億七千四百萬弗で、大型巡洋艦十五隻、航空母艦一隻を三年間に起工するといふ法案が、一九二九年(昭和四年)二月議會を通過し、大統領の署名を得たのである。

然るに一九三〇年倫敦條約の結果、米國は大巡十八隻を保有することになつた。米國には之より先、一九二四年議會の協賛を得て建造した一萬噸級巡洋艦八隻があつたので、あと十隻造ればよい。そこで條約上、一九三六年以前に建造着手不可能な三隻を除いて、他の七隻全部と航空母艦一隻の起工を一九三一年九月迄に終つたのである。

#### (ロ) 倫敦會議後の造艦計畫

米國は倫敦條約に依つて所期の軍縮協定を遂げた。あとは之に従つて造艦すれば、名實ともに海軍政策に合致する海軍の建設に成功する譯である。所が世界的不況の影響に對して獨り米國のみが超然たることを得ず、本條約成立直後「一九三六年七月一日迄に二十四萬二百噸の造艦案」や「一年計畫造艦案(航空母一、航空巡洋艦一、輕巡一、潜水艦四、飛行機一三〇機)」といふ様なものが、提案されたが、可決されるに至らなかつた。

そこで米海軍當局は、一九一六年建艦權を得たまゝ、建造豫算の配付を得なかつた驅逐艦十二隻の代りに、嚮導驅逐艦一隻、驅逐艦十隻、計十一隻の豫算支出を議會に慫慂して協賛を得、目下その内八隻を建造中である。

#### (ハ) 其の後の造艦計畫

昨年の議會にも「華府倫敦兩條約に於て許容されたる限度に至る迄の造艦案」が種々の形式に於て相續いて提案され、上下兩院の海軍委員長、海軍聯盟、その他大海軍

派は相呼應して猛烈な實現運動を起したにも拘らず、主として經濟上の理由で何れも審議未了に終つたのである。

然しながら米海軍の目標は既に確立して居るから、時局の推移に伴ひ何時所謂米國式の尨大な建艦案が出現し、成立するやも計られないのである。

以上壽府會議以後に於ける建艦狀況を表示すれば次の様になる。

○ 既成又は建造中艦船

| 艦名        | 排水量    | 速力   | 主兵裝 |     | 起工   | 完成(豫定) |
|-----------|--------|------|-----|-----|------|--------|
|           |        |      | 砲   | 魚雷  |      |        |
| インデアナポリス  | 一〇、〇〇〇 | 三二・五 | 八吋  | 二一吋 | 一九三三 | 一九三三   |
| ポートランド    | 〃      | 〃    | 九吋  | 二一吋 | 一九三三 | 一九三三   |
| ニューオルレアンス | 〃      | 〃    | 〃   | 六吋  | 一九三三 | 一九三三   |
| アストリア     | 〃      | 〃    | 〃   | 〃   | 一九三三 | 一九三三   |
| ミネアポリス    | 〃      | 〃    | 〃   | 〃   | 一九三三 | 一九三三   |
| サンフランシスコ  | 〃      | 〃    | 〃   | 〃   | 一九三三 | 一九三三   |

| 艦名        | 排水量     | 速力   | 主兵裝 |     | 起工   | 完成(豫定) |
|-----------|---------|------|-----|-----|------|--------|
|           |         |      | 砲   | 魚雷  |      |        |
| タスカローサ    | 〃       | 〃    | 〃   | 〃   | 一九三一 | 一九三四   |
| レンジャー     | 一三、八〇〇  | 〃    | 五吋  | 八吋  | 一九三一 | 一九三四   |
| ドルフイン     | 水上一、一五〇 | 〃    | 四吋  | 二一吋 | 一九三〇 | 一九三二   |
| カチャロット    | 水中一、八五〇 | 〃    | 〃   | 〃   | 一九三〇 | 一九三二   |
| カツトルフイツシュ | 水上一、一三〇 | 〃    | 〃   | 六吋  | 一九三〇 | 一九三二   |
| フアラガット    | 一、五〇〇   | 三六・五 | 五吋  | 二一吋 | 一九三二 | 一九三二   |
| デュウエイ     | 〃       | 〃    | 五吋  | 二一吋 | 一九三二 | 一九三二   |
| ハル        | 〃       | 〃    | 〃   | 〃   | 一九三二 | 一九三二   |
| マクドナフ     | 〃       | 〃    | 〃   | 〃   | 一九三二 | 一九三二   |
| ワデー       | 〃       | 〃    | 〃   | 〃   | 一九三二 | 一九三二   |
| D D       | 三五五     | 〃    | 〃   | 〃   | 一九三二 | 一九三二   |
| D D       | 三五四     | 〃    | 〃   | 〃   | 一九三二 | 一九三二   |
| D D       | 三五三     | 〃    | 〃   | 〃   | 一九三二 | 一九三二   |

○ 未起工艦船

| 艦名     | 排水量     | 豫算通過             | 着手豫定  | 記事   |
|--------|---------|------------------|-------|--|
| クインシー  | 一〇、〇〇〇  | 一九二九             | 一九三三年 | 大統領の建艦休止令條約=ヨリ一九三三年三月以前起工スルヲ得ズ<br>一九三四年一月以前同右<br>一九三五年一月以前同右 |
| CA-40  | 〃       | 二一               |       |  |
| CA-41  | 〃       | 〃                |       |  |
| DD-356 | 一、五〇〇   | 一九三一<br>二一<br>二八 |       |  |
| DD-358 | 〃       | 〃                |       |  |
| DD-359 | 〃       | 〃                |       |  |
| DD-359 | 〃       | 〃                |       |  |
| ネット型潜  | 水上一、五五〇 | 未通過              |       |  |
| 運送艦第二號 | 〃       | 〃                |       |  |

三、主力艦の新式化

米海軍に於ける主力艦の新式化問題は、華府會議以來海軍政策の一つとなつて居るが、一九三一年三月迄に十隻（倫敦條約の結果内一隻は廢棄、一隻は練習艦に、一隻

は標的艦に改造）の改装を了り、現在尙三隻の改装に従事して居る。この三隻は明年七月迄に完了する豫定であるが、これで米國は倫敦條約に依る保有戰艦十五隻中十隻の新式化を了ることになる。残りの五隻に對しても、總額四千萬弗で改装を行はんとする説がある。これは未だ實現はしないが、豫算が許せば新式化改装に着手するものと思はれる。

戰艦の改装中特に留意すべきは、新汽罐及び新式燃油装置の裝備に依つて、大航續距離即ち遠距離作戰に資せしめたのと、水上及び水中防禦を増加して、不沈の大浮城たらしめたこと、また主砲の仰角を増加して、大遠距離射撃に適合せしめたこと等である。

四、艦隊配備の変更

米海軍作戰部長プラット大將が、一九三〇年九月就任するや、合衆國艦隊の編制を其の年來の主張に基いて、配備の重點を太平洋方面に置くことにした。合衆國艦隊は



從來から之を二つに分けて、主力部隊である戦闘部隊を太平洋岸に、軽速な索敵部隊を東岸に配備して居たのであるが、プラット大將は之を一層徹底せしめたのである。即ち（イ）戦闘部隊には戦艦十四隻（他の一隻は練習艦隊附屬）を配し、（ロ）從來東岸にあつた機雷戦隊を西岸のものと合併して一隊となし、之を全部布哇に配備した。（ハ）有力な潜水艦全部を布哇、米西岸及び巴奈馬運河地帯に配備した。

尙昨年一月二十三日、索敵部隊から第三巡洋戦隊（七、五〇〇噸級輕巡四隻）を割いて戦闘部隊に編入し、更に今年一月二十三日第二巡洋戦隊（同右三隻）をも戦闘部隊に編入した。即ち同型艦を戦闘部隊に集中して訓練上の便宜を圖り、且太平洋配備の艦隊勢力を増大した譯である。

艦隊の配備右の通りであるが、昨春海軍大演習終了後、經費節約の名の下に索敵部隊を同年十月迄、次で本年三月迄太平洋岸に残留せしめることにしたが、二月十日更に明年七月末迄延期することを發表した。即ち當分は合衆國艦隊全部が太平洋方面に集中して居る譯である。米國が極東の事態に應じ、其の海軍政策を如實に實施しつゝ、

あることは以上に依つても確然と判ると思ふ。

### 五、米國海軍航空政策

航空機は米國々民性に適當した兵器であると同時に、米國が軍備の根本方針としてゐる戦時大動員主義に適合して居る器材である爲、米國海軍に於ては夙に航空機の海戦利用を目標として其の研究發展に努力し來り、既に制空權下に於ける艦隊決戦主義を確立したといふことである。特に當事者は、軍縮會議の結果艦艇の數に制限を確定されたので、今後艦隊威力の増大を計る唯一の途は航空勢力の發展にありとなし、彼の一九二六年裁可された海軍航空擴張五ヶ年計畫、即ち實用機千機計畫が、豫定より一年早く一昨年六月末を以て完成したので、新に千機計畫を提唱する者あり、或は航空機の實驗研究の爲に莫大な豫算を投じ、又一九三〇年十一月には、新に海軍航空政策を樹立して、海軍航空機は飽く迄艦隊と行動を共にするを本領とすることを明かにする等、極力海上作戦に於ける航空機の與力を大ならしめることに努力を傾注して居

る。

又米國は世界唯一の大型硬式飛行船を所有する海軍國で、アクロン（十八萬四千立方米）既に完成し、メーコン（同大）亦三月竣工の豫定である。その他ロスアンゼルス（七萬立方米）、ZMC-2（金屬被覆五千四百立方米餘）の二隻がある。これに海軍用飛行船四隻を加へると、その空軍威力は實に絶大なものである。尙海軍政策に於て「航空の發達を圖り、且戰時利用の目的を以て民間航空を奨励す」とあるが如く、彼の雄大な民間航空の戰時軍用轉換を期してゐるのは明かで、現在一萬有餘を算する米國民間機は、眞に米國軍備の偉大な潜勢力である。

## 六、海軍根據地政策

米海軍の根據地政策は、一系統の下に分布發達せしめるに在つて、防禦適切なる海軍用、商業用の海外根據地を有することは、國力伸展に最も重大な要素であるとして居ることである。

抑も米國が確固たる國防方針を定め、其の行動運用に必要な根據地の整備擴張方針を定めたのは、ルーズベルト大統領の時代、陸軍卿タフトを首班とする陸海軍聯合國防調査委員會を組織して研究せしめたに初まる。それまで太平洋方面に於ては、桑港一港のみ防備地點と指定されて居たが、此のタフト委員會で、巴奈馬運河地帯、加州のサンディエゴ、オレゴン州のビューレットサウンド、<sup>アラスカ</sup>亞刺斯加、布哇、ガム、馬尼刺灣及びスピック灣の八箇所を防禦港とし、要塞構築を行ふと共に軍港設備を爲すことを提議した。議會は此の提議を容れて約七千二百萬弗の豫算に協賛を與へ、一八八五年の水陸整備費八千四百萬弗を合せ、約一億五千萬弗の經費で之が經營を行ふことになり、著々實施を見つゝあつたのである。次で一九一六年、ヘルム提督を首班とする軍港調査委員會なるものを設け、専ら太平洋方面の設備に關する調査を行はしめた。委員は數ヶ月調査の上、具體案を海軍卿に提出したのであるが、偶々米國は世界大戰に参加することとなり、大西洋方面の施設を急務とするものがあつたので、一時右の計畫實施を戰後に譲ることに決した。併し此の間も、タフト委員會既定の計畫に屬す

るもの、及び臨時軍事費を以て支辨し得る水陸設備、例へば艦船の造修工場、兵器軍需貯藏所の整備擴張、及び新設は間斷なく行はれたのである。

華府會議に於ける防備制限條約の結果、比律賓、ガム（此の外アリユーション群島及びサモア島も然り）の防備は現状維持に決つたので、右以外の太平洋岸及び布哇に全力を傾注することにした。殊に布哇は米國が太平洋作戦の中樞地點と自稱する所で就中オアフ島（ホノル、港及び眞珠軍港は此の島にある）を難攻不落の一大要塞化せんと揚言しつゝある。米國政府が本島領有以來如何に本軍港の水陸設備に努方して來たかは、要塞費以外既に五千萬弗を費し、尙毎年多額の費用を之が改善擴張に投じてゐるのを見ても判るのである。最近の一例を擧ぐれば、眞珠軍港の北西方奥地に、一昨年十月から經費二百萬弗を以て最新式の大彈火藥庫建設に従事して居つたが、本年七月に完成する豫定を昨年末に竣成せしめた模様である。

之を要するに昨年度に於ける米國海軍々備の狀況は、特に目立つた造艦や水陸施設の擴張等を見なかつたけれども、これは確乎不拔の海軍政策の下に暫く雌伏の狀況に

あつたと見做すことが出来ると思ふ。即ち米國海軍の發展は寧ろ今後にあるべく、其の飛躍は直に太平洋を横ぎつて我が帝國に作用することを思へば、國際政局の紛糾せる今日、帝國國民は一日の儉安を許さないものがある。（終）

### （附）一九三三年米國海軍大演習

本年度米國海軍大演習は、當初の計畫では巴奈馬運河附近で行はるゝ豫定であつたが、昨年九月頃此の計畫を変更して今回の如くにしたのである。

其の理由とする所は「合衆國艦隊は現に（九月頃）加州附近に集中して居るので、經費節約の爲である」と謂ふのであつたが、上海事變當時米國は、支那の逆宣傳によつて著しく日本に悪感情を抱いたことであるから、極東の事態に備へたものであることは想像に難くない。

尙今回の大演習で從來と異なる點は、輕速な索敵部隊を豫め布哇に前進せしめたこと

である。索敵部隊の布哇前進は、米國海軍の對東洋作戰の戰略配備の一つとして重要視せなければならぬことである。

さて今回の米國海軍大演習は、大體に於て三期に分けられる様である。

### 第一期演習

期 間 自一月二十三日  
至二月五日

演習地 布哇附近

參加部隊 攻撃軍 索敵部隊  
防禦軍 在布哇駐屯陸海空軍

即ち本演習は索敵部隊が布哇附近到着の時機を利用し、布哇駐屯部隊と聯合して、同島の攻防演習を行ふを主としたものである。

### 第二期演習

期 間 自二月六日  
至二月十七日

演習地 加州沖

參加部隊 攻撃軍 索敵部隊  
防禦軍 戰鬪部隊

本演習は攻撃軍が大陸沿岸に侵襲して、其の一角を攻略せんとするに對し、防禦軍が之を洋中に邀撃阻止せんとするものである。

### 第三期演習

期 間 自二月十八日  
至三月三十一日

場 所 加州附近

參加部隊 合衆國艦隊

此の演習期間には、前二期の演習に對する研究や講評なども行はるのであるが、主目的は大艦隊の合同訓練にあるので、即ち戰鬪部隊索敵部隊が合同して、戰術運動や大砲水雷の發射訓練を行ふものである。

米國大演習の梗概右の如くであるが、之に参加した艦船部隊は、全演習を通算すれば、戰艦十一隻、大型巡洋艦七隻、輕巡九隻、航空母艦六隻（補助空母三隻を含む）、

驅逐艦約六〇隻、潜水艦約二〇隻、其の他の艦船約六〇隻、飛行機約五〇〇機（陸軍機を含む）、これに布哇駐屯の師團や海岸砲兵隊等も参加したので、其の壯觀洵に想像に餘りあると思ふ。（終）

### 英國海軍

#### 一、新艦建造狀況

英國海軍の造艦方針は、倫敦條約による最大許容量を平均し、毎年概ね巡洋艦三隻驅逐隊一隊（九隻）、潜水艦三隻、「スループ」四隻其他若干を建造するものであつて、目下建造中のものは、主として一九三〇年度造艦計畫に基く新艦船で、一九三一年及一九三二年度造艦計畫として左記の如く決定した。

|            |   |          |          |
|------------|---|----------|----------|
| 艦          | 種 | 一九三一年度計畫 | 一九三二年度計畫 |
| 七、〇〇〇噸級巡洋艦 |   | 二隻       | 二隻       |

|          |   |   |   |   |
|----------|---|---|---|---|
| 五、五〇〇噸級同 | 一 | 隻 | 一 | 隻 |
| 掃海艦      | 一 | 隻 | 一 | 隻 |
| 驅逐艦      | 八 | 隻 | 八 | 隻 |
| 潜水艦      | 三 | 隻 | 三 | 隻 |
| スループ     | 四 | 隻 | 四 | 隻 |
| 水雷母艦     | 一 | 隻 | 一 | 隻 |

右新造決定艦船は何れも未起工であつて、一九三一年度計畫のものは既に建造所を決定し、各工廠造船所に於て起工準備に着手、四、五月頃起工せられる筈である。昨年中の建造工事は概ね豫定の通り進捗し、完成就役したものの十二隻、進水を了つたもの十八隻に達して居る。

|            |   |        |        |
|------------|---|--------|--------|
| 艦          | 種 | 完成セシモノ | 進水セシモノ |
| 巡洋艦        |   | 六隻     | 三隻     |
| 驅逐艦（掃海ヲ含ム） |   | 六隻     | 九隻     |

|   |     |     |        |
|---|-----|-----|--------|
| 計 | 潜水艦 | 水雷艦 | 「スループ」 |
| 一 | 三   | 三   | 三      |
| 二 |     |     |        |
| 隻 | 隻   | 隻   | 隻      |
| 一 | 四   | 二   |        |
| 八 | 隻   | 隻   |        |
| 隻 |     |     |        |

本年一月現在に於て建造中及未起工の艦船は次の通りである。

| 艦種         | 建造中 | 未起工 | 記事                         |
|------------|-----|-----|----------------------------|
| 七、〇〇〇噸級巡洋艦 | 四隻  | 四隻  | 以上ノ外河用砲艦、敷設艇、敷設網艦等雜小艦艇多數アリ |
| 五、五〇〇噸級巡洋艦 | —   | 二隻  |                            |
| 驅逐艦(掃驅ヲ含ム) | 四隻  | 一八隻 |                            |
| 潜水艦        | 三隻  | 六隻  |                            |
| 「スループ」     | 二隻  | 八隻  |                            |
| 水雷母艦       | —   | 一隻  |                            |
| 計          | 一三隻 | 三九隻 |                            |

### 二、海軍豫算

昨年三月成立した一九三二年度海軍豫算は、正味額五〇、四七六、三〇〇磅であつて、前年度より一、二二八、七〇〇磅減である。財政的危機救済を使命とする現協力内閣第一回の豫算である處の昨年度豫算が縮減されたのは當然である。然し乍ら陸軍豫算の八・六%減に對し、海軍豫算は三・九%減に止め得た。而も本豫算提出に際し海相は「一九三二年度海軍豫算は、國家財政上已むを得ざる特殊の場合に屬し、本基準を以て將來の海軍豫算を編成するに於ては、海軍力の減勢と艦隊の効率を減殺するものなり」と述べ、是は一時的縮減であつて恒久的のものでない旨を強調した。

### 三、巡洋艦問題

倫敦條約の結果、英海軍巡洋艦最低勢力は七〇隻から五〇隻に低下せられ、現在五一隻の巡洋艦を有して居るが、その内艦齡超過艦八隻が有り、艦齡内艦は四三隻に過

きない。更に本年中に艦齡を超過するものが六隻あり、之に對し新艦建造は財政上遅延し、本年中に完成就役するものは一、二隻である。現造艦方針を以て進むに於ては倫敦條約満了期の一九三六年末には艦齡内艦僅に三五隻となり、艦隊行動及通商保護に多大なる不利を來すであらうと憂ふるものが多い。

#### 四、艦隊航空隊の充實

現在艦隊航空隊は二十七箇小隊、約一六〇機の艦上機を有し、大部分は在役航空母艦四隻及戰艦巡洋艦に搭載せられて居り、昨年中は數に於て増加する所少かつたが、質の改善は顯著であつて、世界的優秀機を以て誇る *Hart* 及 *Fury* を艦上機として採用し、從來の舊式機を更新して内容を充實した。英國空軍は艦隊航空隊の外に、海軍と協合すべき沿岸部隊として飛行艇七箇中隊及雷爆擊機二箇中隊を持つて居る。

#### 五、在東洋艦隊

英國は東洋に於ける在留民保護利權確保の爲、左記の如き東印度艦隊及有力なる支那艦隊を編制派遣して居る。

|                  |                         |                  |         |         |            |      |            |      |             |
|------------------|-------------------------|------------------|---------|---------|------------|------|------------|------|-------------|
| 河<br>用<br>砲<br>艦 | 「ス<br>ル<br>ー<br>プ」<br>艦 | 航<br>空<br>母<br>艦 | 最新式潜水母艦 | 大型最新潜水艦 | 驅逐艦(掃驅ヲ含ム) | 輕巡洋艦 | 一〇、〇〇〇噸巡洋艦 | 支那艦隊 | 東印度艦隊       |
| 一                | 五                       | 一                | 一       | 一       | 一          | 一    | 五          | 七隻   | 三隻          |
|                  |                         |                  |         |         | 〇          |      |            |      | 一<br>二<br>隻 |

## 佛國海軍

佛國は華府會議後、四圍の狀勢竝に國策遂行上、全然主力艦の建造を行はない。専ら巡洋艦其他の輕快艦艇の建造に努めて來たが、獨逸に於て「ドイッチランド」型裝甲巡洋艦出現以來、從來の一萬噸巡洋艦では、到底之に對抗することが不可能であることを觀破し、之を凌駕し得べき艦種を建造する必要を痛感するに至り、一九三一年度計畫中に於ては、主力艦（二六、五〇〇噸）一隻の建造を計畫し、之を昨年末起工し、目下建造中である。

尙潜水艦は、佛、伊假協定の精神に基いて、一九三一年度以降新建造計畫を中止して居る。

一九三二年度に於ける造艦計畫、艦艇建造狀況及海軍省豫算は次の通りである。

### 一、一九三二年度造艦計畫

|       |       |     |    |     |     |    |
|-------|-------|-----|----|-----|-----|----|
| 乙級巡洋艦 | 掃蕩驅逐艦 | 驅逐艦 | 砲艦 | 測量艦 | 護送艦 | 計  |
| 四     | 一     | 一   | 一  | 一   | 四   | 一二 |

### 二、完成、進水、起工したもの

|    |    |    |     |       |       |       |     |     |    |       |      |    |
|----|----|----|-----|-------|-------|-------|-----|-----|----|-------|------|----|
| 起工 | 進水 | 完成 | 主力艦 | 甲級巡洋艦 | 乙級巡洋艦 | 掃蕩驅逐艦 | 驅逐艦 | 潜水艦 | 砲艦 | 機雷敷設艦 | 敷設網艦 | 計  |
| 一  | 一  | 一  |     |       |       | 二     | 三   | 四   | 三  |       |      | 一〇 |
|    |    |    |     |       | 二     |       |     | 八   | 二  | 一     | 一    | 一四 |
|    |    |    |     |       |       |       |     |     |    |       |      | 七  |



三、一九三三年一月に於ける建造中並に未起工のもの

|     |     |     |       |       |     |     |    |       |     |     |     |     |    |
|-----|-----|-----|-------|-------|-----|-----|----|-------|-----|-----|-----|-----|----|
| 未起工 | 建造中 | 主力艦 | 甲級巡洋艦 | 乙級巡洋艦 | 驅逐艦 | 潛水艦 | 砲艦 | 機雷敷設艦 | 敷設艦 | 護送艦 | 測量艦 | 運送艦 | 計  |
|     | 一   | 一   | 一     | 二     | 一二  | 二七  | 三  | 一     | 一   | 一二  | 一   | 一   | 四八 |
| 四   | 一   | 一   |       |       |     |     | 二  |       |     | 一二  | 一   | 一   | 二二 |

四、海軍省豫算

一一、四一一、二六三、五七七法

（自四月一日 至十二月三十一日 九ヶ月分）

佛國では昨年度から會計年度が變更せられ、曆年と同一となつたので、昨年度の豫算は右に示す通り九箇月分である。

比較の爲之を一年に換算すると左の通りとなる。

三、二一五、〇一八、一〇三法

（終）

伊國海軍

一、造艦計畫及造艦現狀

主力艦に關しては、華府條約に依り既に代艦を起工し得るに拘らず、財政の現狀に鑑み當分之を見合せ、全力を擧げて補助艦の充實に努めて來た。然し乍ら最近佛國に於て戰艦「ダンケルク」が起工されるや、歐洲大陸最大海軍國との均等を標榜して來た伊國海軍としては、尠からざる衝動を受けた。一九二二年度は特に軍縮會議に忠實なる爲と稱して、その造艦計畫は發表されなかつたが、造艦費は前年度と略同額を計上した。次表は一九二一年以後の造艦計畫による制限内艦船に就て、昭和八年一九三三年一月に於ける造艦現狀を示すものである。

|          | 完成 |         | 未進水役済 |        | 起工中 |        | 未起工 |        | 計   |         |
|----------|----|---------|-------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|---------|
|          | 隻  | 噸數      | 隻     | 噸數     | 隻   | 噸數     | 隻   | 噸數     | 隻   | 噸數      |
| 甲級巡洋艦    | 五  | 五〇,〇〇〇  | 二     | 二〇,〇〇〇 |     |        |     |        | 七   | 七〇,〇〇〇  |
| 乙級巡洋艦    | 四  | 一九,五六六  | 二     | 二〇,〇一八 | 二   | 二一,七二三 | 二   | 一三,四八四 | 一〇  | 五四,八〇〇  |
| 嚮導驅逐艦    | 三  | 一九,五三六  |       |        |     |        |     |        | 三   | 一九,五三六  |
| 驅逐艦      | 九  | 二〇,四二四  | 五     | 六,一〇〇  | 四   | 五,五〇六  |     |        | 二八  | 三二,〇三〇  |
| 大型潜水艦    | 五  | 六,四七四   |       |        | 三   | 三,八四〇  |     |        | 八   | 一〇,三一四  |
| 機雷敷設用潜水艦 | 二  | 一,五五八   |       |        | 一   | 一,二〇〇  |     |        | 三   | 二,八三八   |
| 中型潜水艦    | 八  | 一三,八五六  |       |        | 六   | 四,九二四  |     |        | 二四  | 一八,七八〇  |
| 小型潜水艦    | 二  | 一,一九八   | 五     | 二,九九五  | 二   | 七,〇三四  |     |        | 二九  | 一一,二七七  |
| 計        | 六七 | 一三三,六三三 | 一四    | 三九,二二三 | 二八  | 三四,二八六 | 二   | 一,三四八四 | 一一一 | 二二九,五〇五 |

二、海軍豫算

一九三二年度海軍豫算は、總歳出の約七「パーセント」を占めて居る。

一九三一年度及一九三二年度の海軍豫算總額は左の通りである。

一九三一年度 一、五七三、六二二、八〇〇利

一九三二年度 一、五七四、九二三、二七七利

増 加 一、三〇〇、四七七利

(註)

1、一利は邦貨解禁中に於ては約一〇、六錢である。

2、會計年度は七月一日から翌年六月末日迄である。

右の内造艦費(職工費を含む)は次の通りである。

一九三一年度 七三六、二三五、〇〇〇利

一九三二年度 七三六、一六〇、〇〇〇利

減 少 八五、〇〇〇利





